

災害時等における応援給水用連絡管の設置に関する基本協定書

神奈川県公営企業管理者企業庁長 高澤 幸夫（以下「甲」という。）と東部地域広域水道企業団企業長 村上 信行（以下「乙」という。）とは、「神奈川県企業庁と東部地域広域水道企業団との災害時等の相互応援に関する協定書」に基づき、甲及び乙の相互間で応援給水を可能とする連絡管の設置に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害等により、通常の給水に支障を生ずる場合において、甲及び乙の相互間で応援給水を可能とする連絡管を設置することを目的とする。

（設置場所）

第2条 連絡管の設置場所は別表のとおりとする。

（費用負担）

第3条 甲及び乙は、前条で設置する連絡管に要する費用を負担し、負担額等必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（工事の時期等）

第4条 工事時期その他連絡管の工事の実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月27日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 高澤 幸夫

乙 山梨県大月市七保町下和田415
東部地域広域水道企業団
企業長 村上 信行

別 表

項番	設 置 箇 所	連絡管 口 径	給水 方法
1	山梨県上野原市上野原字後山地先	φ 1 0 0	管直接
2	山梨県上野原市上野原字山下地先	φ 5 0	管直接